



「東洋精神文化振興に関する決議」をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学札幌校国語国文学科 公開日: 2012-01-26 キーワード: 作成者: 吉原, 英夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00007156

「東洋精神文化振興に関する決議」をめぐって

吉 原 英 夫

はじめに

昭和二七年二月二三日、第一三回国会衆議院本会議において「東洋精神文化振興に関する決議」が可決された。その決議を、次に示しておく。

東洋精神文化振興に関する決議

戦後東洋の古典に対する学生生徒の関心と理解力が著しく低下して、伝統ある東洋精神文化に対してほとんど盲目的となつている現状である。その結果、学生生徒の教養が偏向して、人間形成の上に一大欠陥をあらわすとともに、東西両文化を融合して新文化をうちたてるべきわが民族の使命達成の上に重大な支障を来しつつある。

かくの如き実情にかんがみ、政府は、速やかに東洋精神文化振興のため、適切な教育行政上の措置を講ずべきである。

右決議する。

「東洋精神文化振興」というのは漠然とした表現であるが、この決議は、具体的には、高等学校の必修科目である「国語(甲)」を、一週三時間から一週五時間に増やし、そのうちの二時間を漢文にあてる、ということの実現をねらいとしたものであった。

本稿は、漢文教育史研究の一環として、この「東洋精神文化振興に関する決議」をめぐる動向と論議を、当時の新聞報道や衆議院の議事録によつてたどつたものである。

当時の漢文の置かれた状況をまず見ておきたい。

『学習指導要領一般編(試案)』(明治図書、昭和二六年七月一〇日)の「三 高等学校の教科と時間配当および単位数」には、国語について、次の表のように示されている。

そして「備考」に「この表に示すものうち、次の教科は、すべて生徒がこれを履修しなければならない。1 国語(甲)・

教科	科目	総時間数 (単位数)	学年別の例		
			第一学年	第二学年	第三学年
国語	国語(甲)	三五(九)	一〇五(三)	一〇五(三)	一〇五(三)
	国語(乙)	七〇(三) 二〇(六)	七〇(三)	七〇(三)	七〇(三)
	漢文	七〇(三) 二〇(六)	七〇(三)	七〇(三)	七〇(三)

一般社会・保健・体育 2略」とある。

すなわち、国語には「国語(甲)・国語(乙)・漢文」の三科目があり、そのうち「国語(甲)」は必修科目であると規定しているのである。

その後、『昭和二十六年(一九五二)改訂版 中学校高等学校学習指導要領国語科編(試案)』(中央書籍株式会社、昭和二十六年一〇月一日)が出て、その「第一章 国語科の目標」の「四 中学校・高等学校の国語学習指導の目標は何か」には「6 文語文や漢文がある程度まで読める。」と明記された。

しかし、昭和二十七年二月二六日の全国指導部課長会議において、文部省が、「学校によつては漢文は選択科目だけで学習するように考えているところがあるが、漢文は国語の古典の一部として行わなければならない。しかしこれまでの検定国語教科書には漢文の教材が少ないようだから、教師はプリントその他の方法で別に適切な教材を作ってもらいたい」(『朝日新聞(朝刊)』昭和二十七年二月二七日)と要望しているように、必修科目の「国語(甲)」における漢文学習の位置づけ、すなわち必

修科目の「国語(甲)」に漢文が含まれるのか否か、含まれるとした場合、どの程度の漢文学習を行うのか(時間と内容)ということについては、明確な理解が得られていなかった。

二

昭和二十七年一月、国会に「東洋精神文化振興に関する請願」(有馬頼三郎、山岸徳平、加藤常賢、竹田復、日夏耿之助他一万二千余名)が提出された。

昭和二十七年二月七日、衆議院文部委員会で、庄司一郎議員が「東洋精神文化振興に関する請願」を審議するよう要求し、竹尾委員長が、「委員各位とも御相談いたしましたので、できるだけ善処したいと思えます」と答えた(『第十三回国会衆議院文部委員会議録第四号』)。

それを受けて、二月一三日、衆議院文部委員会で「東洋精神文化振興に関する請願」が議題とされ、若林義孝議員が質問した。

若林議員は、天野貞祐文部大臣(昭和二五年五月から昭和二十七年八月まで在任)との問答を通じて、東洋精神文化の重要性、それが現在の学校教育において軽視されていることを確認した後、次のような質問した。

○若林議員 現在の国語必修時間は三時間であつて、その中で漢文がやられるようなことになつておるように思うのであります。少くとも国語の時間を五時間として、そのうちの二時間を漢文に振り当てるといふような請願が出ておる

のでありますが、われわれもこれを妥当なものだと考えておるのであります。(略) 少くとも今日の段階におきましては、輿論というものから考えましても、強くこの東洋文化に関連する国語を必修にするという機運が動いて来ているのであります、この点、五時間に増しまして、そのうちの二時間を漢文の必修とするというような請願、要望に対して大臣はいかなるお考えを持つておられますかを伺いたい。

○天野国務大臣 私は、端的に申せば、自分自身は漢文の知識をもつと日本人が持つことがよいと思う。漢文を中国のことのように考えるのは、間違つておると思います。われわれの習つておる漢文というのは、日本の古典なんですから、そういうものは十分習うことが必要なんだという自分は考えでございしますが、そういう何時間でどうするかそういうことを私がここではつきりと申し上げることは差控えたいと思います。ただ趣意は十分御了承いただけることと思つております。

(『第十三回国会衆議院文部委員會議録第五号』)

ここでは、若林議員が、この請願の具体的なねらいを、「少くとも国語の時間を五時間として、そのうちの二時間を漢文に振り当てる」と明確に述べていること、天野文部大臣が、漢文について、「漢文を中国のことのように考えるのは、間違つておると思います。われわれの習つておる漢文というのは、日本の古典なんです」と述べ、漢文を「日本の古典」と位置づけて

いることに着目しておきたい。

この後、賛成の立場から松本七郎、庄司一郎、真鍋勝議員の質問があり、反対の立場から渡部義通議員の質問があった。

天野文部大臣と渡部議員の質疑応答の一部を紹介しておきたい。

○天野国務大臣 非常に失礼ですが、四書という何と何ですか。

○渡部委員 四書ということは……(笑声) いや、その問題は、私はつきり申し上げますけれども、そういうことが根本的な問題ではありません。(略)

○天野国務大臣 私は国会議員でも四書が何だか知らないというようなことは非常に残念だ。そういう点からも、漢文はもつとやらせなければいかぬと思います。

天野氏は、後になって、この時のことを、「漢学尊重と云つても、せいぜい四書位のものだ、と言つたところ、げげんな風であるから、四書とは何ですかと言つたら知らない、国会議員でも四書のなんたるかを知らぬ故、漢文は大に奨励せねばならぬと言つて無用に悪まれたことなどもあつた」(天野貞祐『教育五十年』南窓社、昭和四九年二月)と回想している。

三

二月一九日、天野文部大臣は記者会見で「高校の漢文は、できれば必修科目に改めたい」と語つた。これについて、『朝日新聞(朝刊)』(昭和二七年二月二〇日)は、次のように報道した。

なお、新聞記事に明らかな誤りがある場合でも、そのままとした。また、新聞からの引用には、「見出し」の後ろに【見出し】、「リード」の後ろに【リード】を付した。

漢文 高校に復活か 天野文相語る 必修に改めたい【見出し】

漢文教育を復活せよとの声は、去る八日、十三日の衆議院文部委員会できりあげられ天野文相をめぐって漢文復活論争が行われたが、文相は十九日の記者会見で「高校の漢文は、できれば必修科目に改めたい」と語り、問題はさらに表面化してきた。この文相談について文部事務当局は「結論を出すまでには、いろいろ研究しなければならない」と慎重な態度で、早速同問題について初会議を設け四月の新学期までには結論を出すよう研究を急ぐことになった。一方、衆院文部委員会はきょう二十日三度び問題を取上げ、復活支持の自由党議員らは「文部当局の態度によっては決議にしても復活を実現させる」と意気込んでいるといわれる。【リード】

学校教育で漢文をどう扱うかという問題は、二十三年八月文部省で「漢文は国語の古典だから、必修の国語科で若干教える」と決って一段落し、その線にそって国語学習指導要領を改訂した。中学ではカナまじりの漢文を、高校では二十七年の国語教科書全部に漢文そのままを一、二項ずつ入れることになっている。大学の入試でも二十八年からの国語の試験問題に漢文を混えてもよいことになって

おり、現在、高校国語の必修時間は一週三時間、別に選択として漢文週二時間が定められているが、漢文を選択している高校生は文部省調べによると、一年は全体の半分、二、三年は約三分の一ぐらいたという。

この現状に対し衆院文部委の意向は「高校の国語必修時間を週五時間とし、うち二時間を漢文にして今春からはじめよ」と主張している。同委員会に出された請願は、詩人日夏耿之助氏、全日本弁護士会長有馬頼三郎氏、東京教育大加藤常監教授（漢文担当）ら一万二千名の「東洋精神と東洋文化振興に関する請願」で、理由は「現代の日本は東洋文化に盲目になりつつある。そのため学生生徒の教養がかたより、人間形成上重大な欠点があるから、東洋の古典を理解させよ」というのである。

これに対し文部事務当局は、「復古調」のにおいがするこの問題をそのまま受取るには問題があるとし、必修となれば次のような問題が起ってくるといっている。

一、制限漢字の線がくずれ、漢字教育が混乱しないか。二、必修にすれば教科課程全体を改めねばならないし、生徒の負担になる。三、漢文の文章中には、思想や内容のうえで時代と容れないものがある。四、このほど国立大学協会から高校での漢文の必要性について調査報告があったが、それによれば文科系は必要とするもの六割前後（法、経済は約二割）理科系はほとんど必要なしとあり、この調査も無視できない。

天野文相談「漢文は国語の古典だから、西洋の子供がラテン語やギリシヤ語を学ぶと同じように漢文を学ばせたい。書や碑文を読めないようでも困る。漢文の簡潔な表現は便利だし、なにか精神的なものがふくまれている。漢文学を学んだものには、背骨が通っている。しかし内容的に困るものもあるから孟子や論語程度にしておきたい。結論を出すまでにはもつと研究する」

宗像誠也東大教授談「必修にするのなら慎重に研究してもらいたい。他の学科に食いこんだりしては困るし、やるならむしろ現代中国語を教えたほうがよい」

天野文部大臣は、漢文を「国語の古典」と位置づけ、「漢文を学ばせたい」と積極的な姿勢を示している。なお、天野文部大臣の「漢文学を学んだものには、背骨が通っている」という発言は、後にしばしば取り上げられることになる（たとえば、五で紹介する福原麟太郎氏の文章や大内兵衛氏の「漢文は高校の必修科目とすべきでない」、「心」五一四、昭和二七年四月など）。

積極的な天野文部大臣に対して、文部省事務当局は四つの問題点を指摘して、慎重な態度を取っている。

文部省は漢文に関しては、長沢規矩也氏が、「漢文が国語の一部である以上、(甲)の中に漢文が含まれていないということとはいえない。従来この問題について問合せた人は、文部当局の答がまるで弟子に対する孔子の『仁』の答以上に変幻しているのに驚いている。すなわち、漢文懇話会員のよう漢文論者

に対しては漢文を入れてよいと答え、漢文排斥論者に対しては入れてはいけないと答えた。(略)現場の校長や先生が、このてんやわんやの解釈に苦しむのも無理はない。」「(国語学習中の漢文学習指導』学友社、昭和二五年九月。ここでは、『長沢規矩也著作集第八卷』汲古書院、昭和五九年一月による)と指摘しているように、これまでもはっきりした態度を取ってこなかった。

加えて、「国語(甲)」の時間を一週五時間に増やすということになれば、高校の教育課程全体の改変になるので、文部省事務当局としては、いっそう慎重にならざるを得ないのである。

四

天野文部大臣が記者会見した翌日の二月二〇日、田中義男文部省初等中等教育局長は、これまでの漢文授業を徹底させると語った。

漢文は「必修」とせず 新学年はこれまで通り【見出し】
高校の漢文科の必修問題について田中文字部省初等中等教育局長は、二十日自由党関係者と懇談した結果、四月の新学年からは必修とせず、取りあえず、これまでの漢文授業(選択週二時間と国語の中で漢文を一部教える)二十五、六日の文部省で開く指導主事会議や教員の認定講習などを通じて徹底させることになった。

一方「国語科を週五時間にふやす、うち二時間を漢文にする」という自由党方面の主張については、来月の国語審

議会にはかり研究することになった。

『朝日新聞(朝刊)』昭和二十七年二月二一日

この記事は文章のつながらない部分があるが、これによれば、この時点で、田中文部省初等中等教育局長は、この問題については、「これまでの漢文授業(選択週二時間と国語の中で漢文を一部教える)」を徹底するという方向でとりあえず決着させ、「国語(甲)」を五時間に増やして、そのうちの二時間を漢文にあてるということについては、先送りしようと考えていたことが分かる。しかも、「自由党関係者と懇談した結果」とあるので、この方針については、自由党関係者の了解も得ていたと考えられる。すなわち、この時点で、この問題をどのように決着させるかについては、文部省と自由党関係者との間で、すでに合意に達していたのである。

これ以後、文部省は、「これまでの漢文授業(選択週二時間と国語の中で漢文を一部教える)」を徹底する方向で具体的に動いて行くことになる。

五

『朝日新聞(朝刊)』(昭和二十七年二月二二日)に福原麟太郎氏の「漢文科復活に一言」が掲載された。

漢文復活が高等学校課程の中で望ましいという運動が起っている。(略)

然し今までの漢文が道徳的すなわち儒教的でありすぎたことは、警戒を要する。また、文相談にある「漢文を学ん

だものには背骨が通っている」という考え方は愉快なひゆにすぎない。「漢文の簡素な表現は便利」なこともあるが、思想を固定させる力を持っていて、いまわれわれに最も必要な思想の自由を邪魔することもあるのである。

漢文が精神訓練として必修の重要性を持つためには、今までの漢文教育が相当の改訂を受けなければならぬのではないか。漢文が精神訓練として役立つためには、漢文すなわち中国古典が、今日の東洋人の精神の発展史の中に持っている意味として扱われることが必要なのである。懐古趣味や、額や碑文を読むためや、東洋文化の単なる保存のためであってはならない。漢文教育にその用意があるであろうか。(略)(東京教育大教授)

福原氏は、漢文を必修にするのならば、道徳的でありすぎた過去の漢文教育が「相当の改訂」を受け、「今日の東洋人の精神の発展史の中に持っている意味として扱われることが必要なのである」と言う。「漢文すなわち中国古典が、今日の東洋人の精神の発展史の中に持っている意味として扱われること」というのは、どのようなことを言っているのかよく理解できないが、漢文教育が旧態依然たるものであってはならないという指摘は傾聴すべきものであった。なお、反対論しか掲載していないのは、公平さを欠いたものであると言わなければならぬ。同じ日の『毎日新聞(朝刊)』(昭和二十七年二月二二日)には、土岐善麿氏の反対論と日夏耿之助氏の賛成論が掲載された。国語審議会の会長であった土岐善麿氏は「できれば」が問題」

と題した文章で、「漢文の中には立派なものがあり、論語や孟子の程度に限らず、それをひろく古典としてまなぶことは、有益でもありまたたのしくもある」と認めたくえで、次のように言う。

漢字を日本人は現在日本語をかくのに使っており、その国語学習において、義務教育九年間に読み書きのできる実態調査をみると、まず普通に六百字程度という報告が全国一般的である。せめて八百八十字前後はおしえ込みたいと現場の先生たちは熱心に研究し、忠実に努力してみるのが、更に高等の学校教育、また社会教育によらなければ、新聞もまんぞくに読めない実情であり、その規模がおよそ千八百字内外というわけである。

社会人としての日常生活に必要な国語学習と共に、まだまだいろいろな必須の学科があり、それらの内容を身につけるために、漢字の困難をいくらかでもすくなくしなければならぬ実情から、いちおう当用漢字の基準がつけられただけで、高校の生徒の中に学業の余力があり、かつ志のあるものが、漢文を選択科目とする現在の制度は、現状に即した『やむをえない適当さ』であり、それを必修となし得る可能性は望ましいけれども無理ではあるまいか。(略)

(国語審議会会長・文博)

土岐氏は、「漢字の困難をいくらかでもすくなくしなければならぬ実情」という観点から、現在の制度を「やむをえない適当さ」と認めている。

賛成論として、日夏耿之助氏の「便宜主義を排す」が掲載された。

漢文を必課する許りでなく、小学四年から英語、五年から仏語又は独逸語を課せしめてよろしい。敗戦も已に七年だ。もう目を醒ましてよからう。漢語系熟語成語の千年間の有用に目を閉ぢる胸狭き国語家と、自ら感性を虐殺するローマ字家とは談敵とするに足りない。又漢文代りに現中華語をなどいふ大学の先生は富士山にサツマ芋を植ゑる実利家だ愚論も太だしい。(略)

語は教へるに方法の巧妙を以てすれば、二三種併課はたやすい事で、在来の思想力感受性皆無のコチコチ頭のかの漢文訳読先生などを引合に出してはいけない。訳読先生の愚は漢文も英語も同じだ。外国人すら、源氏物語英訳者ウェイリイ君は晩近白楽天研究の大著を物し、オランダ元駐日参事官は渋い渋い徐文長を研究してゐる。右翼擡頭ぐらゐに困んでむなししいケチをつける卑怯なやり方は、凡そ文化の正しい吸収発展のスケエルとフレキシビリティに関して、底知れぬ便宜主義的俗説の毒に媚びるオツポテユニストの徒である。今日最も多く喋言べるのはジャーナリストで、最も多く内的に害毒を流すのはジャーナリスト以下の識見しきゃない、かの節持なく名著一冊もなきジャーナリスト擬きの学者番頭とその亜流である。(原文のまま) 詩人これは、日夏氏自身のレベルで漢文について論じたものであつて、高校の国語科における漢文学習という議論とはまった

くかみ合っていない。はなはだ説得力に欠けた文章であると言わざるをえない。

六

二月二三日、第一三回国会衆議院本会議に「東洋精神文化振興に関する決議案」が上程され、若林義孝議員が趣旨弁明を行った。

○若林義孝君 發議者を代表いたしましたして、ただいま議題となりました東洋精神文化振興に関する決議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。(略)
そもそもわれわれの祖先が大陸の文化を摂取し、消化して今日の日本の文化をつちかい、国民の生活を潤して来たのであります。講和の発効とともに輝かしい独立を迎えるわが国は、東西の文化を融合して、幅の広く、根ざしの固い第二の新しい文化を創造し、もつて國際の平和に貢献せんとする出発点に立つていけると言えるのであります。(略)

顧みますれば、わが国の精神文化の根底をなす古典は、漢文とは切つても切れぬ深い関係があります。従いまして、漢文に習熟しなければ、かおり高いわが民族の精神文化の深奥に触れることができないわけであります。イギリスにおきましても、イギリス国民の精神文化の根底をなしている紳士道、かのジェントルマンシップの涵養のためには、

古典の教養が必須不可欠の条件となつていたのであります。わが国においてもしかりであります。換言すれば、漢文教育というのは、単に学校教育の一科目の問題ではなく、実に国民精神文化の確立かいなかという大問題に連なつているのであります。わが国のバックボーンの形成は、漢文教育の徹底ということなくしてはとうてい不可能なのであります。

ただいま上程になりました東洋精神文化振興に関する決議案は、こうしたわが民族の将来にかかる重大な意義を持つているものであります。わが国の将来を憂うるわれわれにとりましては、その重要性は一点疑う余地のないものであります。満場一致の御賛成をいただけますことを期待して、本決議案上程の趣旨説明を終りたいと存じます。(拍手)(官報号外 第十三回国会衆議院會議録第十四号)

若林氏は、「わが国の精神文化の根底をなす古典は、漢文とは切つても切れぬ深い関係があります」と押さえたうえで、漢文教育の目的を「国民精神文化の確立」という点においてらえている。

次に、反対の立場から、渡部義通議員の発言があつた。

○渡部義通君 われわれは、ただいまの決議案にまつたく反対であります。(略)

天皇制的な思想の根底には、古代中国の専制君主的な思想が深くからんでおるのである。そうしてまた、その結果、それによつて日本人がどれだけあの天皇制的な状態もとで

があることを明かにし注目されていたが、衆院では廿三日の本会議で『東洋精神文化振興に関する決議案』を可決、これにより文部省では四月の新学期から漢文を高校の必修科目とするよう準備をすすめている。【リード】

衆院文部委ではすでに漢文教育復活を求めた『東洋精神文化振興に関する請願』を採択しているので更にその請願に基き若林義孝議員（自）ら卅三名からそれを行政面に実施すべきであるという今回の案を提案したもので、『すみやかに適切な教育行政上の措置を講ずる』ことを政府に求め共産党を除く各党一致で可決された。

文部省としてはすでにこの問題につき専門家を招いて研究をすすめていたが、この決議案の可決により国会の正式意思表示を受けたことになり、今後は教育課程に関する審議会にはかつたうえで、間に合えば四月の新学期から漢文教育を高校の必修科目とするよう具体的に推し進められるはずで、その場合現在週五時間の国語科のうち二時間をあてる意向である。

しかしこの決議案については賛成した党派のうちにも『封建思想の復活となる危険がある』との態度をとるものがあり、民間にも反対意見が多いので、正式決定までにはなお曲折が予想される。

文部当局談 まだ決定したことではなくあくまで研究中だが、国会で決議がなされた以上文部省としても積極的に漢文必修化の方向にすすむことになろう。しかし漢字制限の

問題もあるので具体的には十分慎重に取扱いたい。

参院文部委員松本七郎氏（右社）談 伝統的に漢文を勉強している人もいることだから一応決議案の共同提案に賛成した。しかし東洋精神文化振興決議案という名称で決議されたことには不満だ。漢字制限のことなどもあるので今後研究する余地はある。

この記事には、「現在週五時間の国語科」というような明らかな誤りがあるし、「文部当局談」からは文部省の慎重な態度が読み取れるのに、この記事は、文部省は「現在週五時間の国語科のうち二時間をあてる意向である」などと記しており、執筆した記者が、この問題を正確に把握していなかったことがうかがえる。

なお、衆議院で「東洋精神文化振興に関する決議」が可決されたことについて、『朝日新聞』は何も報道していない。

七

二月二六日、文部省は全国指導部課長会議で、漢文授業の徹底について要望した。

漢文授業の徹底も 指導部課長会議で要望【見出し】

高等学校での漢文科授業について、文部省は二十六日の全国指導部課長会議でまず必修国語科で行う漢文授業をもっと徹底させるよう次の通り要望した。

「学校によっては漢文は選択科目だけで学習するように考えているところがあるが、漢文は国語の古典の一部として

行わなければならない。しかしこれまでの検定国語教科書には漢文の教材が少ないようだから、教師はプリントその他の方法で別に適切な教材を作ってもらいたい」

一方参院文部委員会では二十六日山本勇造委員の提案で来月始め学識者、専門家を招いて意見を聞くことに決定した。〔朝日新聞(朝刊) 昭和二十七年二月二十七日〕

文部省は、現行の国語科の枠内での漢文授業の徹底という方向でことを進めていることが分かる。

文部省の発言の中に、「これまでの検定国語教科書には漢文の教材が少ないようだ」とあるが、昭和二五年発行の文部省検定済教科書『新国語』全六冊(二葉株式会社)と昭和二六年発行の文部省検定済教科書『高等国語』全六冊(三省堂)を見ると、古文の教材は掲載されているが、漢文の教材はまったく掲載されていない。

なお、「山本勇造委員」は、作家の山本有三である。勇造が本名。昭和二二年四月から昭和二八年五月まで参議院議員であった。

八

三月六日・七日の『毎日新聞』(大阪版)に、吉川幸次郎氏の「漢文教育の吟味」が掲載された(ここでは、『吉川幸次郎全集17』筑摩書房、昭和四四年三月による)。

私は現在、高等学校で、中国の古典が、漢文の名の下に、週二時間ずつ選択科目として、つまりすきな学生だけやる

科目として、課せられているのを、よろこばしいことと思っている。世界の古典のうちわれわれに最も近づきやすいものが、中国のそれであることは、たしかである。

吉川氏は、「漢文の効用」(『湖南高校新聞』昭和二五年九月。ここでは、『吉川幸次郎全集二七』筑摩書房、昭和四四年三月による)において、「中国の古典は、中国人だけのものではない。人類全体の古典である。そう考えて読まれねばならない」とすでに述べており、ここでも、漢文を「世界の古典」と位置づけている。そして、その漢文が高等学校で選択科目として課せられているのを、「よろこばしいことと思っている」と、現状を是認する。

吉川氏は、漢文を「人類全体の古典」「世界の古典」と位置づけているが、その位置づけだけでは、高等学校の国語科の中で訓点の付いた漢文を学習する必然性を説くことは無理である。

また、吉川氏は、この文章のすこし後で、「これまでは選択科目として、つまりすきな学生だけやっていた高等学校の漢文科、(略)それを今度は必修科目にしよう、つまり生徒のすききらいにかかわらず、一週二時間ずつきかせようという運動がおこり、それが衆議院でも決議された結果、世間の是非の論を生んでいる」と述べている。吉川氏は、衆議院の「決議」を、選択科目の「漢文」を必修化することを目的としたものであるというように考えているが、衆議院の「決議」と選択科目の「漢文」との関連については、私の知る限りでは、なんの提案もな

されていない。したがって、これは吉川氏個人の考えである。

九

三月七日、参議院文部委員会は参考人を招き、意見を聞いた。これについて、その日の『毎日新聞（夕刊）』（昭和二十七年三月七日）は、次のように報道した。

漢文復活 賛否意見もごも 参院文部委で 阿部真之助氏らが発言【見出し】

漢文復活は否か：天野文相の言明や衆院本会議で議決された『東洋精神文化振興に関する決議』などで注目されている高校の漢文必修化問題について参院文部委員会では七日午前十一時から文化界、教育界の十五氏を参考人として招き意見を聞いた。出席した参考人は評論家阿部真之助、教育庁指導主事安藤新太郎、都立第五商業高校校長石田壮吉、日教組文化部長北浜清一、法大教授近藤忠義、同長沢規矩也、都立小石川高校校長沢登哲一、教育大教授竹田復、国立国語研究所長西尾実、都立戸山高校教諭福島正義、東大教授国原誠一、国立教育研究所長村山俊亮、都立白鷗高校教諭渡辺茂の諸氏（評論家中島健蔵、国語審議会会長土岐善麿両氏は欠席）で、午前中六名のうち賛成は一名のみだった。発言要旨は次の通り。【リード】

竹田復氏 漢文教育は従来とかく古い知識を知るためや、無自覚的にその道徳感情に便乗したり、美辞麗句の形式だけを重んじるきらいもあったが、元来は古典的な教養を自

覚し、古典に内在する精神に現代的な意義を見出して実践的な知識を体得することが目的である。漢文は日本文化の母体であるから、これを学ぶことは文化遺産を評価し、過去と現在の文化のつながりを明かにし、さらに将来の文化形成の基礎として重要な要素になると思う。漢文教育を復活することを望みたい。

阿部真之助氏 この問題は漢字制限と深い関係がある。漢字制限が全国の新聞、雑誌によって広く普及されつつあるのは複雑な漢字の持つ弊害がはなはだしかったからである。日本が将来世界の文化に遅れないためには、複雑な漢字を用いる教育の復活は避けたい。終戦後漢文が閉め出されたのは漢文教育が民主化を害すると認められたためだが、果していまはその理由は消えたか、あるいはその理由は誤りであったか、という点を慎重に検討したうえでなければ軽々しく普通教育に漢文を復活させてはなるまい。

安藤新太郎氏 漢文を必修にするには高校の教科課程全体を再検討してそのワクのなかで考えねばならぬ。国語教育の面から実情をいえば、国語としては五単位が必要であり、国立大学協会が調べを見ても、漢文よりは国語乙（主として国語の古典）の学習を希望するものの方が多い。

石田壮吉氏 職業課程の高校からみると現在の高校の教科課程を前提とすれば漢文を必修にするのは当を得ない。しかし漢文教育の重要性は認められるから現在の必修国語のなかの漢文を充実させ、また選択科目としての漢文を生か

して行くべきだ。

北浜清一氏 漢文教育の振興は日本の将来に逆行する面の方が多い。現在の段階で漢文を直ちに必修にすることは教育界に無用の混乱を起させる。これは逆コースの一環であり、国民実践要領のヤキ直しだ。

沢登哲一氏 実際の教育面からみて生徒に強制したくない。漢文の習得は生徒には過重な負担で、もし強制すれば虎の巻が横行し、いたずらに生徒の研究心を阻害する結果となるのがオチだ。これは本来の国文教育を害する。むしろ限られた文字で正しい日本語が書けるように指導すべきだ。

なお欠席した土岐善麿氏は二月廿日附本紙に寄稿した『できればが問題』と同意見(反対)であるむね梅原委員長に通知した。

参考人を呼んだ当日の夕刊であるため、六名の意見の要約が示されているだけであるが、積極的に賛成意見を述べたのは竹田復氏だけであり、あとは反対意見ないしは慎重論を述べている。

翌日の『朝日新聞(朝刊)』(昭和二七年三月八日)は、次のように報道した。

反対論が圧倒 漢文科評定会 参院文部委【見出し】

「高校の国語科を週五時間(現在は三時間)に増し、うち二時間を漢文科にあてよ」という「漢文復活案」につき参院文部委員会では七日参考人十一氏から意見を聞いたが

反対意見を述べたのは評論家阿部真之助、都教育庁指導主

事安藤新太郎、都立第五商高校長石田壮吉、同小石川高校長沢登哲一、同白鷗高校教諭渡辺茂、日教組文化部長北浜清一、評論家中島健蔵(意見書提出)の七氏でその主旨は

漢文科の古典のにおいは新しい時代の邪魔になるし国語政策にも反する。また生徒に非常な負担となるから、やるなら書き下し文で教えるべきだ。しかし国語の古典としての漢文まで否定するのではない。

というもの。これに対し支持したのは法大教授長沢規矩也、都立戸山高校教諭福島正義の両氏で

古典としての漢文は現代語を使いこなすために必要だから、漢文を強化する必要がある。

とした。また国立国語研究所長西尾実氏は中立的意見だった。

支持する意見を述べた竹田復氏と反対である旨を通知した土岐善麿氏の名前が見えないのは不正確であるが、反対論が多かったことは確認できる。

十

三月一〇日、国語審議会総会が開催され、漢文問題が審議された。これは、『国語科を週五時間にふやす、うち二時間を漢文にする』という自由党方面の主張については、来月の国語審議会にはかり研究することになった(『朝日新聞(朝刊)』昭和二七年二月二一日)ということを受けたものである。

漢文問題は一応静観 必修反対の国語審議会【見出し】

高校の「必修漢文科復活」に対する国語審議会の態度が注目されていたが、十日の同審議会総会はこの問題をはじめて取上げた結果、文部省の教科課程審議会の結論が出るまでは、静観することに意見が一致した。

土岐善麿国語審議会議長談 一応静観と決ったが、必修に賛成できないという建前は決っている。

〔朝日新聞〕昭和二十七年三月二一日

必修科目の「国語(甲)」を一週三時間から五時間に増やし、そのうちの二時間を漢文にふりあてるといふことは、教科課程審議会で審議するのが筋であつて、国語審議会が「静観する」といふ態度を取つたのは当然であらう。

十一

三月三一日に、「高等学校における漢文に関する学習について」といふ文部省初等中等教育局長の通牒が出された。この通牒は、「国語(甲)」「(必修国語)」に漢文が含まれることを確認するとともに、教師の判断によつて適切な教材を補つて指導すること、普通課程においては選択科目の「漢文」を履修するよう指導することが望ましいことの二点を要望したものである。

通牒

文部省初等中等教育局長 田中義男

文初中第三〇八号

昭和二十七年三月三十一日

都道府県教育委員会

五大市教育委員会

都道府県知事

殿

国立大学附属高等学校長

国立高等学校長

別記の件につき各高等学校へ周知方お願いします。

高等学校における漢文に関する学習について

一、高等学校における漢文に関する学習は国語科の選択科目である漢文だけで行うもののようにその指導計画が立案されていたものが多かつたようです。これは高等学校国語科の科目(国語甲・国語乙・漢文)だけが先に定まりながら、学習指導要領が示されなかつた結果によるものと思われまふ。昭和二十六年十月に発行された中学校高等学校学習指導要領国語科編によれば高等学校国語科の指導目標の中に「文語文や漢文がある程度まで読める」と明記してありますように(学習指導要領一八ページ)平易な漢文に関する学習は国語科の古典の一部として、また国語能力の基礎を養うために国語(甲)〔必修国語〕に含まれるべきものであります。

二、文部省では国語(甲)の中で行われるべき漢文に関する学習指導の示唆をできるだけ早く具体化するとともに学習指導要領中の「国語科における漢文の学習指導」その他において不備な点も補いたいと考えております。

現在使用されている高等学校国語の教科書中には前項に述べましたような事情から漢文に関する学習資料が学習指導要領の趣旨に照しても一般に少ないように思われます。それで文部省から具体的示唆のあるまで待つことなく各高等学校においては、教師の判断によって適切な教材を補って国語(甲)の中で漢文に関するまとまった指導計画をたてられることが適当と考えます。

三、東洋の古典に対する正しい理解を深めることは、国民として必要な教養であります。そして選択科目「漢文」はこれにも大きく寄与する科目の一つであります。そこで少なくとも普通課程においては事情が許す限り、生徒は卒業するまでにその何単位かを履修するように指導することは望ましいことでもあります。また将来大学の人文科学系へ進学するものにとっては大学入学後の受講の上からも必要とされております。したがってこれがだいたい予定されている生徒に対しては「漢文」のいっそう多くの単位を履修するように指導することが適当と考えます。

附記、なお現行の高等学校教育課程には戦前のものに比べて長所も認められる一方では、その組織・内容・運営などの上からわが国の高等学校教育として改善を要する点もあるようです。これらの諸点について慎重に研究して、わが国の高等学校の実情に適合したものに他日改めたいと思っております。

この通牒によって、二月二〇日に田中文字部省初等中等教育局

長が「これまでの漢文授業を徹底する」と語った方向で、いちおうの決着がはかられた。なお、この通牒については、鎌田正氏の「高校の漢文学習に関する文部省の通牒とその解説」(『漢文教室』創刊号、昭和二十七年五月)が詳しく解説している。

十二

前項で取りあげた「通牒」の「二」に、「文部省では国語(甲)の中で行われるべき漢文に関する学習指導の示唆をできるだけ早く具体化するとともに学習指導要領中の『国語科における漢文の学習指導』その他において不備な点も補いたいと考えております。」とあったのを受けて、昭和二十七年八月八日に「中学校高等学校学習指導要領国語科編(昭和二十六年改訂版)の高等学校の部分の補訂」(文初中第六二二号)が出された。これには、「四 中学校・高等学校の国語学習指導の目標は何か」に「『国語(甲)』には漢文の学習を含み、『国語(乙)』には漢文を主とする学習は含まないのである。」と明記された。

また、「読むこと」の「具体的目標」には、

- 第一学年 漢文訓読の方法がわかる。
- 第二学年 漢文がある程度理解できる。
- 第三学年 漢文の批評・鑑賞がある程度できる。

という三項目が付け加えられた。

おわりに

昭和二十七年二月二三日、第一三回国会衆議院本会議において

「東洋精神文化振興に関する決議」が可決され、それを受けて三月三十一日に文部省初等中等教育局長の「高等学校における漢文に関する学習について」という通牒が出され、さらに八月八日には「中学校高等学校学習指導要領国語科編（昭和二十六年度改訂版）の高等学校の部分の補訂」が出された。これによって、漢文は必修科目の「国語（甲）」に含まれることが明確になり、国語科の中での位置を確かなものにした。

しかし、これは、国語科の中での漢文教育の位置づけについて、明確な合意が得られたうえでの結果ではなかった。したがって、吉原英夫編「漢文教育文献目録（戦後編）」（『札幌国語研究』第三号、一九九八年五月）を見れば分かるように、この後も漢文教育に関する論議は続くことになる。それらの論議については、稿を改めて検討したい。